

## 保育料の「寡婦（夫）控除のみなし適用」を開始します。

法律上の婚姻歴のない非婚のひとり親世帯は、税法上の寡婦（夫）控除が適用されないため、婚姻歴のあるひとり親家庭と比べて、保育料（利用者負担額）の負担額が高くなる場合があります。

婚姻歴の有無により、保育料に格差が生じないように、平成27年4月分の保育料から、婚姻歴のないひとり親世帯に寡婦（夫）控除のみなし適用する福岡市の独自施策を開始します。

### 1 対象者

所得を計算する対象となる年の12月31日時点及び申請日時点において、次の（1）から（3）のすべてに該当する方。

※所得を計算する対象となる年とは、保育料算定の基となった所得のある年のことです。

- （1） 婚姻によらずに母（父）となり、その後、婚姻（事実婚を含む）をしていない。
- （2） 生計を一にする20歳未満の子（合計所得金額が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限る。）がいる。
- （3） 父の場合、合計所得金額が500万円以下に限る。（母の場合、所得制限はない。）

### 2 事業概要

#### （1）実施時期

平成27年4月1日から適用を開始します。

#### （2）みなし適用の内容

保育施設等の保育料（利用者負担額）について、寡婦（夫）控除のみなし適用の申請に基づき、寡婦（夫）控除があるものとみなして税額を再計算し、保育料の減額を行います。

#### （3）控除額

みなし控除の額は、税法上の控除額に準じます。

なお、合計所得金額が125万円以下の場合は非課税扱いとなります。

みなし適用の区分	みなし寡婦控除	みなし寡夫控除
合計所得金額が500万円以下	30万円	26万円
合計所得金額が500万円超	26万円	—

※みなし適用しても、保育料が減額にならない場合があります。

※保育料についての適用であり、税法上の控除を受けることはできません。

### 3 手続き方法

利用（決定）している保育施設等のある区の子育て支援課に、下記の必要書類を添えて申請してください。

#### ①申請書

#### ②発行から3か月以内の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）または児童扶養手当証書